

豊橋市資源化センター余熱利用施設
「りすば豊橋」

指定管理者募集要項

令和3年12月

豊橋市健康部保健所

健康増進課

目 次

1 趣旨	1
2 施設の概要	1
3 指定管理者の指定期間	2
4 指定管理者の指定	2
5 協定の締結	2
6 指定管理者が行う業務	2
7 指定管理料	2
8 物品の帰属	3
9 施設運営に係る収入	3
10 公租公課について	3
11 指定管理業務の基準	3
12 応募資格等	6
13 選定方法及び選定スケジュール	7
14 応募書類	8
15 応募の手続き	9
16 問い合わせ先	10
各種申請書等様式	11

豊橋市資源化センター余熱利用施設指定管理者募集要項

1 趣旨

豊橋市資源化センター余熱利用施設「りすば豊橋」(以下「りすば豊橋」といいます。)の指定管理者を募集します。

りすば豊橋は、循環型社会に対する市民の理解と認識を深めるとともに、市民の健康増進と交流に資することを目的として設置しています。そのため、公募により選定された指定管理者の経営手法や人材・技術力などの活力を最大限に活用し、運営の一層の効率化を図るとともに、施設を有効利用した事業展開を行うことにより、市民一人ひとりのさらなる健康維持・増進、健康寿命の延伸に寄与できる施設を目指します。

2 施設の概要

(1) 施設名称：豊橋市資源化センター余熱利用施設「りすば豊橋」

(2) 所在地：豊橋市東七根町字宝地道10番地

(3) 施設概要

① 敷地面積：17,661.85 m²

② 建物面積：4,396.45 m²

③ 開設年月：平成19年10月

④ 施設内容

RC(鉄筋コンクリート)造 地上2階建

⑤ 主要施設

ア) プール部

a) 25mプール：25m×10m、水深1.05m、5コース

b) ユニバーサルプール：14m×7m、水深1.0m

c) 流水プール：25m×7.7m、水深1.0m、変形

d) ちびっこプール：12m×7.8m、水深0.35~0.55m

e) 付帯設備 一般利用部分：採暖室、更衣室、シャワー室
管理部門その他：監視員室、救護室、機械室

イ) トレーニングルーム部

a) 有酸素系運動機器 5種

b) 筋力トレーニング機器 12種

ウ) 浴場

大浴場、小浴場、露天風呂、水風呂、サウナ

エ) その他

事務室、救護室、会議室、多目的スペース

(4) 開館時間及び休館日

① 開館時間

午前10時から午後9時まで

② 休館日

ア) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日

イ) 1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日まで

ウ) 指定管理者が施設メンテナンスのために必要な、概ね半期ごとに市が承認する1週間

3 指定管理者の指定期間

令和4年10月1日～令和9年3月31日（4年6ヵ月間）

4 指定管理者の指定

令和4年6月市議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5 協定の締結

指定管理者の指定終了後、募集要項、仕様書の中で協議事項としている項目等について協議の上、協定を締結します。

なお、本業務は豊橋市公契約条例（平成27年豊橋市条例第43号）第2条第2号に規定する特定公契約の対象となり、上記協定には同条例第6条から第12条に掲げる事項を定めます。

6 指定管理者が行う業務

(1) りすば豊橋の運営に関する業務

施設の利用に係る受付、承認（取消を含む。）及び利用調整等に関する業務並びに利用者の誘致、広報・PR及び利用者サービスの向上等に関する業務を行います。

(2) りすば豊橋の施設の維持管理に関する業務

施設・設備・備品などの保守管理、清掃・施設保全などの環境維持管理及び防災・緊急体制・夜間等警備などの防災・安全確保等に関する業務を行います。

(3) 市民の健康増進と交流及び施設の利用促進を図る事業の実施に関する業務

利用者・地域住民のニーズを反映した自主事業（教室・講座等）の計画及び実施に関する業務を行います。

(4) その他市長が定める業務

その他仕様書に定める業務

7 指定管理料

市は指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が事業計画書に基づき提示した金額を参考に、指定管理者と協議を行い、協定の中で指定管理料の額を定めます。

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は次のとおりです。応募者はこの金額の範囲内で提案してください。

231,900,000円（消費税及び地方消費税等を含む。）

(2) 指定管理料の支払い

経費については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、分割（4半期ごとを予定）で支払うものとします。なお、支払い時期や方法は協定で定めます。

(3) 指定管理料に含まれるもの

指定管理料には人件費、管理費、事業費、事務費が含まれます。

(4) 管理口座・区分経理

経費及び収入は、指定管理者の団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理を行うに当たり、団体自身とは独立した経理を行ってください。

(5) 修繕費の取扱い

修繕は指定管理料及び利用料金収入の範囲内で指定管理者の負担において行ってください。ただし、工事及び一件50万円（消費税抜き）を超える修繕については、市の業務とします。

また、修繕を行った場合には、修繕についての日時、内容、金額について書面にて報告をしてください。

(6) 指定管理料の変更

指定期間中に、市の条例等方針の変更や施設保全計画に基づく施設の大規模改修等を実施する可能性があり、指定管理料を変更する必要があると認められる場合は、変更の可否や金額等を別途協議によって定めます。

8 物品の帰属

指定管理料及び利用料金収入により購入した物品については、市に帰属するものとします。

9 施設運営に係る収入

- (1) 利用料金は、指定管理者の収入となります。また、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合は、参加費等の利用に係る必要な料金についても指定管理者の収入となります。
- (2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。また、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合の利用に係る必要な料金についても、市長の承認が必要です。
- (3) 利用料金の減免は、市長が定める基準に基づき指定管理者が行います。減免に対する市からの補填はありません。また、收受した利用料金の還付についても、指定管理者が行います。

10 公租公課について

指定管理者は、事業を行う者に係る事業所税が課税されることがあります。課税・非課税は応募時の収入計画で判断することになりますので、詳細は豊橋市役所市民税課にお問い合わせください。

なお、消費税等の国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

11 指定管理業務の基準

(1) 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(2) 関係法令及び条例の遵守

指定管理業務の遂行に当たっては、関係する法令及び条例を遵守しなければなりません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）ほか行政関連法規
- ② 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関連法規
- ③ 豊橋市資源化センター余熱利用施設条例（平成17年豊橋市条例第69号）及び同条例施行規則（平成19年豊橋市規則第56号）
- ④ 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年豊橋市条例第33号）
- ⑤ 豊橋市行政手続条例（平成9年豊橋市条例第1号）及び同条例施行規則（平成9年豊橋市規則第8号）
- ⑥ 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）及び同条例施行規則（平成12年豊橋市規則第9号）
- ⑦ 豊橋市公契約条例及び同条例施行規則（平成28年豊橋市規則第32号）
- ⑧ その他管理運営を行うに当たり必要な法令

(3) 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合は、豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号）に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努

め、同条例を参考に個人情報保護のために必要な内部規程やチェック体制を構築するなどの措置を講じてください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、豊橋市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(4) 守秘義務

指定管理業務の遂行に当たり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはなりません。

(5) 環境への配慮

指定管理業務の遂行に当たっては、とよはしエコマネジメントシステム（以下「T-EMS」といいます。）の取組みに基づき、次のような環境への配慮に留意してください。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進すること。
- ② 廃棄物の発生抑制に取り組むこと
- ③ 電気・天然ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の節減及び水道使用量・用紙購入量節減に向けたT-EMSの目的目標により取組みを推進すること。

(6) 市が実施する事業への協力

市や公共的団体の申込みの優先受付けなど、市が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

(7) 保険加入義務

施設利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険（賠償金についての補償）に加入してください。

(8) リスクへの対応

指定期間中、主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応します。

区分	リスクの種類	内容	指定管理者	豊橋市
共通	法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす市の条例等方針の変更によるコスト変動		○
		指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度等の変更によるコスト変動	協議事項	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合	○	
		建物・設備の瑕疵に起因するもの		○
		施設の運営管理の過失に伴うもの	○	
	物価	指定後のインフレ・デフレ	協議事項	
	金利	金利の変動	協議事項	
	不可抗力	自然災害		○
施設及び設備管理	保守点検	市の理由による業務内容等の変更による保守点検業務費用の増大		○
		指定管理者の責めによる保守点検費用の増大	○	
		保守点検の不備による機器等の不調、器具・備品の破損	○	
		指定管理者の責めによる施設維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大	○	
		セキュリティの不備による事故・火災の発生	○	
施設運営	来場者の受付、案内	来場者の誘導の不手際による事故、怪我	○	
	傷病人への対応業務	対応の不手際による症状の悪化	○	
	その他	指定管理者の責めによる来場者からのクレーム	○	

(9) 事業報告

指定期間中の施設の利用状況、運営状況を定期的に報告していただきます。報告時期、書式・評価項目等については、協定において定めるものとします。

(10) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営にされているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、運営状況が適正でない認められる場合は、市は指定管理者に対して指導を行います。

なお、随時モニタリングでは、毎年度の事業報告に合わせ、決算書等を提出してもらい、指定管理者の財務状況の健全性も確認します。

(11) 自動販売機等の設置運営について

自動販売機やイベントに伴う物品販売所の設置及び売店の運営に当たっては、行政財産の目的外

使用許可を受けることなく指定管理者の収入とし、指定管理料を減額すること。また、自動販売機等電気料（光熱水費）についても同様の取扱いとする。自動販売機等の収入については、収支予算、決算項目に計上し、自動販売機等の売り上げの一部を自主事業の財源にすること。

ただし、福祉団体への支援目的や災害情報発信目的等で設定している自動販売機についての行政財産目的外使用許可に関する業務は市が行いますので、指定管理業務には含まれません。なお、光熱水費については、市の収入とします。

(12) その他

- ① 指定管理者は、円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、指定期間開始前において事前準備を行ってください。
- ② 指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行ってください。

12 応募資格等

(1) 応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人、法人以外の団体（個人での応募はできません。）とします。また、職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、業務実施に当たり法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければなりません。

- (2) 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ応募」という。）による応募について
単独の団体で、指定管理者が行う業務を自ら担えない場合、これらを担える団体とグループで応募してください。その場合には、代表団体を定めてください。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する場合、応募者になることはできません。また、グループ応募についても、応募者の制限はそれぞれの構成団体に適用されます。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- ② 国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税）等を滞納している団体
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを開始している団体
- ④ 以下に該当する団体
 - ア) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる団体
 - イ) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体
 - ウ) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている団体
 - エ) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体
 - オ) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
 - カ) 役員等又は使用人が、ア～オのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている団体

■上記の④に掲げるものについては、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づき、申請団体が該当するかどうかを豊橋警察署長に照会しますので、申請に当たってはあらかじめ御了承ください。
- ⑤ 本市から指名停止措置を受けている団体

- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、該当処分の日から起算して2年を経過しない団体

13 選定方法及び選定スケジュール

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、書類審査及び面接審査により行い、審査に当たっては、選定委員会を設置し、同委員会の審査による選定を受け、決定します。なお、面接の日時等の詳細は、別途通知します。

(2) 予定審査項目と配点

A 管理運営に当たっての基本方針（25点）

①管理運営の基本方針について

- ・公共施設としての役割を意識しているか
- ・施設の設置目的と合致しているか
- ・施設の特長や業務内容を理解しているか
- ・平等な利用への配慮がなされているか
- ・市の事業に対する協力体制を構築しているか

②成果目標と自己評価について

- ・施設運営の目標が適切に設定されているか
- ・自己評価の体制、基準が確立されているか

③企業（団体）の社会的責任について

- ・企業（団体）倫理、法令遵守、環境管理への対応は適切か
- ・本市取組（T-EMS、豊橋市地産地消エネルギー指針）に合致しているか
- ・社会潮流（SDGsなど）を意識しているか

B 管理運営に関する具体的事項（45点）

①施設の設置目的を最大限に発揮する管理運営業務の提案について（自主事業を含む。）

- ・魅力ある施設運営を実現するもので、かつ効率的なものになっているか
- ・本市の施策に沿った健康づくりのための活動や健康増進についての提案がなされているか
- ・地域の企業団体等と連携した事業や取組についての提案がなされているか

②利用者サービスの向上に関する提案

- ・利用者サービスにつながる方策が図られているか
- ・利用促進に関し具体的方策がとられているか
- ・料金の設定が施設の利用を促進させるものとなっているか

③人員体制、責任体制及び人材育成について（様式第4に記載）

- ・適切な指揮命令系統になっており、責任体制が明確となっているか
- ・適切かつ安全に管理運営できる人員配置となっているか
- ・人材育成方針・研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか

④施設の維持管理についての方針・提案

- ・法令等を遵守し、適切な維持管理を実施することができるか
- ・快適な施設利用を意識した維持管理についての具体的な方策がとられているか
- ・業務の再委託における市内業者優先、地元の雇用確保の促進など地域経済の活性化方策が図られているか

⑤危機管理対策について

- ・安全確保策、事故防止策、個人情報保護策などの体制、教育は適切か
- ・災害時における市への協力体制は適切か

C 施設経営に関する事項（20点）

- ①コストの縮減を図るうえでの方針・提案
 - ・収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか
 - ・市費負担軽減につながっているか

D 団体の実績及び能力（10点）

- ①組織の基盤、経営状況
 - ・施設の管理運営及び自主事業を行うための組織の規模・財政的基盤を有しているか
- ②類似業務の運営実績など（様式第6に記載）

(3) 選定結果

応募された団体に、令和4年4月下旬を目処に文書で選定結果を通知します。

(4) 選定スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ① 申請書等の配付 | 令和3年12月20日（月）～令和4年1月14日（金） |
| ② 説明会の開催（※1） | 令和4年1月17日（月） |
| ③ 質問の受付（※2） | 令和4年1月18日（火）～1月26日（水） |
| ④ 質問の回答日（※3） | 令和4年2月8日（火） |
| ⑤ 申請書の受付 | 令和4年2月9日（水）～2月22日（火） |
| ⑥ 書類審査及び面接審査 | 令和4年3月中旬～下旬 |
| ⑦ 指定管理者の選定結果通知 | 令和4年4月中旬 |
| ⑧ 指定管理者の指定 | 令和4年6月議会議決後 |

(※1) 説明会について

下記のとおり説明会を開催します。参加を希望される団体は、令和4年1月14日（金）午後5時15分までに「説明会の参加申込書」（様式第8）をFAX又は電子メールにより提出してください。なお、原則参加の無い場合は申請できませんので、申請を予定している団体は、必ず参加してください。

ア) 開催日時：令和4年1月17日（月）11時00分

イ) 開催場所：豊橋市資源化センター余熱利用施設「りすば豊橋」会議室
豊橋市東七根町字宝地道10番地

ウ) 説明会に参加される方は、2名まで（グループで応募する場合は、さらに協力団体各1名は可）とさせていただきます。

(※2) 質問の受付について

申請に当たって質問のある場合は、令和4年1月18日（火）から1月26日（水）午後5時15分まで受け付けます。「質問書」（様式第9）に記入の上、FAXまた又は電子メールにより提出してください。なお、質問できる団体は、原則説明会参加者に限ります。

【説明会申込み及び質問の送付先】

FAX：0532-38-0770

電子メール：kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp

(※3) 質問の回答日

令和4年2月8日（火）にFAX又は電子メールにて説明会参加者全員に回答します。

(5) 提出書類について

原則、提出書類は全てA4サイズで統一してください。やむを得ず異なるサイズで提出する必要がある場合は、事前に御相談ください。

14 応募書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1、様式第1の2）
- (2) 事業計画書（様式第2）

- (3) 指定期間内の各年度及び合計の管理に係る収支予算書（様式第3）
- (4) 収支予算書の人件費に関する確認書（様式第3の2）
- (5) 利用料金についての提案（様式第3の3）
- (6) 施設運営の体制づくりについて（様式第4）
- (7) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担（様式第5）
- (8) 類似施設の運営実績（様式第6）
- (9) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第6の2）
役員等名簿については、電子データも提出してください。
- (10) 団体に関する書類
 - ① 団体概要（設立趣旨、事業内容、役員名簿、事業規模（予算、人員）等）
 - ② 定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ③ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
 - ④ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書、国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税、固定資産税、事業所税）に係る納税証明書、過去3年間の貸借対照表、過去3年間の損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し〔税務署に提出した書類及び添付書類（経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等））の写し〕
 - ⑤ 法人以外の団体にあつては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去3年間の収支決算書、過去3年間の貸借対照表、過去3年間の財産目録、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し
 - ⑥ 過去3年間のキャッシュ・フロー計算書又はそれに準じた計算書
 - ⑦ その他市長が必要と認めた書類
- (11) 提出部数
正本1部と、各写し10部を同時に提出してください。

15 応募の手続き

- (1) 募集要項等の配付
 - ① 配付期間
令和3年12月20日（月）～令和4年1月14日（金）まで
配付は、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日、祝日及び年末年始を除きます。
 - ② 配付場所
豊橋市中野町字中原100番地
豊橋市保健所 健康増進課（保健所・保健センター1階）
 - ③ その他
募集要項等は、豊橋市ホームページからダウンロードできます。
- (2) 応募書類の提出期間及び提出先
 - ① 提出期間
令和4年2月9日（水）～2月22日（火）まで
受付は、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。
持参又は郵送（2月22日必着）にて。
 - ② 提出場所
〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地
豊橋市保健所 健康増進課（保健所・保健センター1階）
 - ③ その他

必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。なお、指定管理者の指定の告示後、返却の申出があれば指定管理者となった団体以外の応募書類については、返却します。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後、辞退するときは、辞退届（様式第7）を提出してください。なお、その提出は選定委員会の開催5日前までとします。

(4) 応募にかかる必要な費用

応募者の負担とします。

(5) 応募書類の情報公開

応募書類については、豊橋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断されます。

16 問い合わせ先

〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地

豊橋市保健所 健康増進課 管理グループ（保健所・保健センター1階）

電話 0532-39-9133